

事務連絡
令和7年3月13日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

建設工事等におけるガス管破損による労働災害の防止について

日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第355条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

このような中、令和7年2月28日付けで経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長あてに、別添「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）」（以下「依頼文」といいます。）のとおり、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼が行われました。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴団体傘下の事業場に対し、別添リーフレットと併せて依頼文に記載の事項について周知徹底してくださいますよう、お願ひいたします。

